

経 済 産 業 省

20180323保局第11号

平成30年3月30日

保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の
特別充填について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填に
ついてを別紙のとおり制定する。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2. 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填
について（内規）（平成23・09・01原院第1号）は、平成30年4月1日限り
廃止する。

保稅扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填
について

1. 個別許可の場合

(1) 充填する容器は、次に定める基準に適合するものであること。

イ 保稅扱いの高圧ガス容器及び高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等、高圧ガスを
本邦において充填した後本邦で流通することがない容器であること。

ロ 別記(1)の国の規格(ＥＵ指令に基づきグレート・ブリテン及び北部アイルラ
ンド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国が採用する高圧ガス容器のＥＮ
規格又はＩＳＯ規格を含む。)に適合していることが、別記(1)の国の公的機関又
は当該公的機関が認めた検査機関若しくは検査員によって認められていること。

ハ 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第24条に規定する期間内に
別記(2)の国若しくは地域の公的機関又は当該公的機関が認めた検査機関若しくは
検査員が行う別記(1)の国の規格(ＥＵ指令に基づきグレート・ブリテン及び北部
アイルランド連合王国、フランス共和国及びドイツ連邦共和国が採用する高圧ガス容
器のＥＮ規格又はＩＳＯ規格を含む。)による再検査に合格していること。

ニ アセチレン容器にあつては、高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)が行う性
能試験に合格する多孔質物又は圧縮強度、多孔度、振動、周囲加熱、逆火、衝撃等の
試験結果に関する添付資料により多孔質物の性状について協会が行う性能試験に合
格するものと同様以上の安全性があると判断される多孔質物を内蔵するものである
こと。

ホ 保稅扱いの高圧ガス容器にあつては、船内又は機内において、容器取扱いに関す
る責任者が選任されており、容器管理台帳等により十分な保安管理が行われているこ
とが確認できるものであること。

(2) 次の許可条件を付すこと。

イ 充填時には保安係員が自ら容器の外観検査(別紙1)を実施すること。

ロ 充填に当たっては保安係員の現場における監督の下に作業を行うこと。

ハ 容器の充填中の温度管理、衝撃防止措置等に十分留意すること。

ニ 国内品との混同を避けるため容器管理を確実に実施すること。

ホ 充填容器等の移動に当たっては、木杵又はパッキンを施し、輸送中の温度管理に
留意する等保安上の措置を強化すること。

ヘ アセチレン容器以外の容器にあつては、容器に表示された最高充填圧力又は耐圧
試験圧力の5分の3(安全弁の付いていない容器にあつては、耐圧試験圧力の2分
の1)のうちいずれか低い圧力を最高充填圧力とすること。ただし、再充填禁止容
器にあつては、容器に表示された最高充填圧力又は耐圧試験圧力の5分の4(安全
弁の付いていない容器にあつては、耐圧試験圧力の2分の1)のうち、いずれか低
い圧力を最高充填圧力とすること。

ト (1)ニの規定により、圧縮強度、多孔度、振動、周囲加熱、逆火、衝撃等の試

験結果に関する添付資料により多孔質物の性状について協会が行う性能試験に合格するものと同等以上の安全性があると判断される多孔質物を内蔵するアセチレン容器にあっては、2メガパスカル以下の圧力により容器に表示された規定量の80パーセントを限度として充填すること。

2. 包括許可の場合

次の事項を申請者が遵守することを条件として1年間を限度として一定期間内の特別充填（再充填禁止容器にあっては、同一仕様の容器についての5年間を有効期限とする特別充填）について、包括的に許可することができることとする。ただし、申請者が過去に次の事項を遵守しなかったことがある等申請者が次の事項を遵守できないと判断する場合には、1. 個別許可の場合によって処理されたい。この場合、特別充填許可申請書の「容器の種類及び数量」及び「容器の記号及び番号」の欄の記載方法は、

所有者名	事前に分かっている場合のみ記載する。
住所	事前に分かっている場合のみ記載する。
容器の種類 及び数量	特別充填を行う予定のガス名並びに容器の容量及び数量を記載する。
容器の記号 及び番号	事前に分かっている場合のみ記載する。

とされたい。

- (1) 充填する容器は、1. (1) の基準に適合するものであることを確認すること。
- (2) 充填するときは、1. (2) の条件を遵守すること。なお、1. (2) トにより充填する場合には、圧縮強度、多孔度、振動、周囲加熱、逆火、衝撃等の試験結果に関する添付資料を保存するとともに別紙2の報告書にその写しを添付すること。
- (3) 当該包括許可後、1箇月経過ごとに遅滞なく別紙2の様式による特別充填報告書を、当該包括許可を行った産業保安監督部長、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長宛てに提出すること。

(別 記)

- (1) 日本国、アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、カナダ及びオーストラリア連邦
- (2) 上記(1)の国の外、次の国又は地域
ノルウェー王国、スウェーデン王国、オランダ王国、クウェート国、シンガポール共和国、香港、スイス連邦及びイタリア共和国

(別紙 1)

(1 . (2) イの別紙外観検査基準)

容器の外観検査

充填前に行う外観検査の基準は次のとおりとする。

(1) 一般継目なし容器

1 . 検査項目

外観検査

2 . 検査の準備

- ・ 容器の外面を清掃して、容易に観察できるようにする。
- ・ 傷、腐食等の観察のため塗装が障害となる場合には、その箇所の塗装を除かなければならない。

3 . 外観検査

イ 切り傷、彫り傷、電弧傷等

- a 切り傷、彫り傷等の外傷のないものは、合格とする。
- b 傷の深さが、容器製造時の容器胴部又は底部の肉厚の 8 分の 1 以下のものは、合格とする。
- c 電弧傷のあるもの及び熱的影響を受けたと思われるもの並びに a 及び b 以外のものは、不合格とする。

ロ ヘこみ痕

- a ヘこみ痕のないものは、合格とする。
- b ヘこみ痕の形状が鋭角的なものでなく、緩やかなカーブを持ったへこみで、かつ、その深さが 5 ミリメートル以下のものは、合格とする。
- c a 及び b 以外のへこみ痕のあるものは、不合格とする。

ハ 膨らみ

- a 膨らみのないものは、合格とする。
- b 部分的又は全般的な膨らみのあるものは、不合格とする。

ニ 腐食

- a 腐食のないものは、合格とする。
- b 腐食の深さが 0 . 5 ミリメートル以下の腐食が局部的に点在するものは、合格とする。
- c a 及び b 以外の腐食が認められるものは、不合格とする。

ホ ネックリング、スカート等

- a ネックリングに異常のないものは、合格とする。
- b ねじ不良、ひび、緩み等のあるものは、不合格とする。
- c スカートに異常のないものは、合格とする。
- d 腐食の甚だしいもの、変形の甚だしいもの、容器本体との取付部に緩みのあるもの等は、不合格とする。

(2) 溶接容器

1. 検査項目

外観検査

2. 検査の準備

一般継目なし容器の場合の例による。

3. 外観検査

イ 切り傷、彫り傷、電弧傷等

a 切り傷、彫り傷等の外傷のないものは、合格とする。

b 傷の長さが 7.5 ミリメートル未満で傷の深さが容器製造時の肉厚の 4 分の 1 以下のもの、又は傷の深さが 7.5 ミリメートル以上で同肉厚の 8 分の 1 以下のものは、合格とする。

c a 及び b 以外のものは、不合格とする。

ロ ヘこみ痕

a ヘこみ痕のないものは、合格とする。

b 溶接部に関係のあるヘこみ痕（溶接部に接する又は溶接部を含むヘこみ痕）は、その形状が鋭角的なものでなく、その深さが、6 ミリメートル以下で、かつ、その深さがヘこみの平均直径の 10 分の 1 未満のものは、合格とする。

c 溶接部に関係のないヘこみ痕

その深さが 10 ミリメートル以下で、かつ、b の形状の例に準ずるものは、合格とする。

d a、b 及び c 以外のヘこみ痕のあるものは、不合格とする。

ハ 膨らみ

一般継目なし容器の場合の例による。

ニ 腐食

一般継目なし容器の場合の例による。

ホ ネックリング、スカート、プロテクター等

一般継目なし容器の場合の例による。

別紙 2

特別充填報告書

殿

代表者 氏名 印
住所
電話番号

特別充填許可番号〇〇〇に係る〇年△月××日から〇年□月××日までの間に行った特別充填の状況について別紙のとおり報告します。

(別紙として、特別充填日誌を添付すること。)

特別充填日誌

ガス名：_____

充填日：____年____月____日

外国貨物の仮陸揚届の発行税関及び番号：発行税関____番号____

☐ 高压ガスの輸出専用の高压ガス容器

充填依頼者_____

保安係員	保安統括者

容器の 記号及 び番号	内容積	容器の 規格	容器検 査実施 機関名	再検査 年月	再検査 実施機 関名	安全弁 の有無	最高充 填圧力	充填量 又は充 填圧力	耐圧試 験圧力	容器の 所有者	船内又 は機内 におけ る容器 取扱責 任者氏 名

注意事項

1. 外国貨物の仮陸揚届の写しを添付すること（ただし、保税扱いの高压ガス容器に限る。）。
2. 高压ガスの輸出専用の高压ガス容器である場合には、「☐ 高压ガスの輸出専用の高压ガス容器」の欄にレを記入すること。
3. 容器検査に合格した旨を示す資料（検査合格証明書、容器の拓本等のうち適切なもの）を添付すること。
4. アセチレンを充填した場合には、協会が行った性能試験の合格通知書又は当該試験と同等以上の安全性があることを示す試験結果の添付資料の写しを添付すること。
5. 充填量又は充填圧力の欄については、液化ガスの場合には、充填量（kg）を、圧縮ガスの場合には、35℃における充填圧力（MPa）を記入すること。